

2006年 JAF カップオールジャパンジムカーナ / 2006年 JMRC 全国オールスタージムカーナ



特別規則

第1条 競技会の定義および組織

2006年 JAF カップオールジャパンジムカーナ / 2006年 JMRC 全国オールスタージムカーナ WINMAX CUP ジムカーナ in F は、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠した JAF の国内競技規則とその付則、2006年日本ジムカーナ / ダートトライアル選手権規定（第1章および第2章を除く）、2006年 JAF カップオールジャパンジムカーナ / ダートトライアル規定、スピード行事競技開催規定および本特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2006年 JAF カップオールジャパンジムカーナ
2006年 JMRC 全国オールスタージムカーナ
WINMAX CUP ジムカーナ in F

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF 公認：国内競技、JAF 公認番号：2006年第4044号

第5条 開催日程

2006年11月4日（土）～5日（日）2日間

第6条 競技会開催場所

名称：備北サーキット（コース公認 2006 - 3302）
所在地：岡山県新見市豊永佐伏字焼見堂 TEL：(0867) 74 - 2918

第7条 オーガナイザーおよび競技会事務局

オーガナイザーの名称：ノーブルオートスポーツクラブ（NOBLE）
代表者名：田村 潔
所在地：〒701-1344 岡山県岡山市新庄下 82-2

オーガナイザーの名称：プレジール・オート・スポーツ（P.A.S）
代表者名：水田 耕作
所在地：〒720-1143 広島県福山市駅前町下山守 521-1 GarageMIZU 内

競技会事務局：〒720-1143 広島県福山市駅前町下山守 521-1GarageMIZU 内
TEL：(084) 976-7280 FAX：(084) 976-7282

第8条 大会役員

大会名誉会長：生田 延夫（備北サーキット代表・(有)イクタ代表取締役）
大会名誉会長：伊藤 和浩（株式会社ウィンマックス取締役）
大会会長：藤田 直廣（JMRC 全国運営委員長）
大会副会長：鈴木 隆史（JMRC 全国協議会議長）
大会副会長：田村 潔（ノーブルオートスポーツクラブ会長）
大会副会長：水田 耕作（プレジール・オート・スポーツ会長）

第9条 組織委員会

組織委員長：藤井 健嗣（JMRC 中国ジムカーナ部会長）
組織委員：石川 和男（JMRC 北海道ジムカーナ部会長）
組織委員：大谷 保志（JMRC 東北ジムカーナ部会長）
組織委員：堀内 純（JMRC 関東ジムカーナ部会長）
組織委員：川村 徹（JMRC 中部ジムカーナ部会長）
組織委員：高木 文錫（JMRC 近畿ジムカーナ部会長）
組織委員：大西 周（JMRC 四国ジムカーナ部会長）
組織委員：佐藤 裕（JMRC 九州ジムカーナ部会長）
組織委員：田村 潔（ノーブルオートスポーツクラブ）
組織委員：有田 正美（プレジール・オート・スポーツ）

第10条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会
競技会審査委員長：鎌田 耕造（JAF 派遣）
競技会審査委員：石田 正博（JAF 派遣）
競技会審査委員：山口 義仁（組織委員会任命）

2) 競技役員
競技長：藤井 健嗣（プレジール・オート・スポーツ）
副競技長：藤井 謙一（プレジール・オート・スポーツ）
コース委員長：野村 光孝（プレジール・オート・スポーツ）
副コース委員長：奥田 尚司（ノーブルオートスポーツクラブ）
副コース委員長：後河内 直（プレジール・オート・スポーツ）
計時委員長：小野 守（チーム・チェリッシュ）
副計時委員長：宮川 清孝（プレジール・オート・スポーツ）
技術委員長：川相 寿宏（プレジール・オート・スポーツ）
副技術委員長：有田 光徳（ヒノデクラブ）
パドック委員長：川田 泰伯（ノーブルオートスポーツクラブ）
副パドック委員長：熊田 岳史（ノーブルオートスポーツクラブ）
救急委員長：妹尾 茂行（プレジール・オート・スポーツ）

副救急委員長：安田 元（プレジール・オート・スポーツ）
医師団長：佐藤 卓也
事務局長：芦田 吉広（プレジール・オート・スポーツ）
事務局次長：有田 正美（プレジール・オート・スポーツ）
大会アナウンサー：西元 直行

第11条 参加申込場所および問い合わせ先

1) 参加申込場所および問い合わせ先
JAF 全日本選手権シリーズの出場資格保有者
所在地：〒720-1143 広島県福山市駅前町下山守 521-1GarageMIZU 内
担当者：有田 正美
TEL：(084) 976-7280 FAX：(084) 976-7282
JAF 地方選手権および JMRC 選抜戦シリーズの出場資格保有者

・北海道地区：〒003-0876 札幌市白石区東米里 2081 - 89
ガレージコクピット内
石川 和男 TEL 011-873-2072

・東北地区：〒989-3128 仙台市青葉区愛子中央 2-3-23-101
(有)プログレス・オブ・レーシング
大谷 保志 TEL 022-391-0231

・関東地区：〒370-2131 群馬県多野郡吉井町岩崎 2297
KSL 内
堀内 純 TEL 027-388-3195

・中部地区：〒417-0061 富士市伝法 946-16
アジュール内
川村 徹 TEL 0545-71-9575

・近畿地区：〒544-0012 大阪市生野区巽西 4-6-36
高木 文錫 TEL 06-6754-0064

・中国地区：〒720-1143 福山市駅前町下山守 521-1
GarageMIZU 内
藤井 健嗣 TEL 084-976-7280

・四国地区：〒791-8022 松山市美沢 2-5-33
山本自動車工業内
大西 周 TEL089-924-0220

・九州地区：〒803-0846 北九州市小倉北区下到津 1 丁目 4-14
PROSHOP スライン内
佐藤 裕 TEL093-591-9377

2) 参加受付期間
受付開始：2006年 9月20日（水）
締切日：2006年10月4日（水）

第12条 参加車両およびクラス区分

1) 参加車両
2006年日本ジムカーナ / ダートトライアル選手権第11条に従った、スピードN・S A・B・S C・D車両とする。

2) クラス区分
スピードN車両部門
・N1クラス 気筒容積1,000cc以下のN車両
・N2クラス 気筒容積1,000ccを超える前輪駆動のN車両
・N3クラス 気筒容積1,000ccを超える後輪駆動のN車両
・N4クラス 気筒容積1,000ccを超える4輪駆動のN車両

スピードS A車両部門
・S A 1クラス 気筒容積1,600cc以下の2輪駆動のS A車両
・S A 2クラス 気筒容積1,600ccを超える2輪駆動のS A車両
・S A 3クラス 4輪駆動のS A車両

スピードS C車両部門
・S Cクラス クラス区分なし

スピードD車両部門
・Dクラス クラス区分なし

併設クラス（JAF カップ対象外）
・B1クラス 気筒容積区分なしの2輪駆動のB車両
・B2クラス 気筒容積区分なしの4輪駆動のB車両
・Lクラス クラス区分なしのスピードN、S A車両の女性選手

第13条 参加台数

180台までとする。

第14条 参加申込方法および参加受理

1) 参加申込方法
所定の参加申込書、改造申告書、選手紹介書、参加料明細書に必要事項を記入し、署名のうえ以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。参加料は現金とする。
参加車両名は15字以内とし、必ず車両名（型式ではなく通称名：ラ

ンサー、インテグラ等)をいれること。
組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否することができる。この場合の参加料等は事務手数料1,000円を差し引いて返金される。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

2) 参加受理

参加受理の諾否は参加受理書の郵送にて通知する。クラスが不成立の場合は、受理書にて通知する。参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。参加者は、参加申請が受理されたあと、不可抗力により参加できないときは、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

3) 参加料

全クラス(併設クラスを除く)

・JMRC 会員 : 30,000円(サービス員1名含む)

・JMRC 未加入者 : 35,000円(サービス員1名含む)

併設クラス : 25,000円(サービス員1名含む)

4) その他(参加・登録する場合は参加料明細書に記入すること)

サービス員登録料 : 2,000円(2人目以降、1人につき)

サービスカー登録料 : 3,000円

注: サービスカー駐車スペースとして競技車両1台分(約2.5m×5m)のスペースを確保する。

競技車両積載車 : 無料(有・無を参加料明細書に記入すること)

第15条 サービス員およびサービスカー

サービス員および、パドックに持ち込むサービスカーについては登録を必要とする。登録したサービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに駐車すること。競技中サービスカーの移動は禁止する。なお、競技車両積載車はサービスカーとしての登録はできない。

第16条 競技のタイムスケジュール

《4日(土)》

- ・ゲートオープン..... 9:00
- ・公式参加確認受付..... 11:30~14:30
- ・公式車両検査..... 12:00~15:00
- ・車両保管..... 公式車両検査終了後

《5日(日)》

- ・ゲートオープン..... 5:30
- ・参加確認受付..... 5:50~6:30
- ・持出車両再車検..... 6:00~7:00
- ・コースオープン..... 6:10~7:20
- ・開会式..... 7:30~7:50
- ・ドライバーズブリーフィング..... 7:50~8:00
- ・第1ヒート開始..... 8:15
- ・コースオープン..... 第1ヒート終了後40分間
- ・第2ヒート開始..... 第1ヒート終了1時間後
- ・表彰式および閉会式..... 15:30~(予定)

第17条 参加資格および優先順位

- 1) 2006年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 2) 2006年度地方選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 3) 2006年度各地域JMRC選抜戦上級シリーズ(チャンピオンシリーズ)の各部門、各クラスの上位入賞者2名
- 4) 2006年度下記各地域JMRC選抜戦シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者1名

北海道 - ビギナー	近畿	- ミドル
東北 - 北東北・南東北	中国	- 東中国・西中国
関東 - ミドル	四国	- ジュニア
中部 - 東海・北陸	九州	- ジュニア

- 5) オーガナイザーの申請に基づき、JAFが審査のうえ認められたもの。
3)、4)、5)については、オーガナイザーの申請に基づき、JAFが審査のうえ、認められた者とする。但し、前項1)および2)に定めてある参加資格および優先順位を妨げることはない。

第18条 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証所持者でなければならない。
- 3) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 4) 競技運転者は、競技に有効な保険(死亡1,000万円以上)の加入者または、JMRC全国共同共済加入者とする。
加入の証明は、保険証券またはJMRC各地域共済カード(領収証)で確認できること。

第19条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は、2名まで認められる。ただし、第17条1)による参加資格の選手は、同一車両による重複参加はできない。

第20条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式

通知をもって参加者に指示を与えることができる。

- 2) 本競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第21条 車両および競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は認められない。
- 2) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむをえない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 3) 車両変更は同一部門、同一クラスであること。
- 4) 車両変更申請は、参加確認受付終了までとし、車両変更申請書および車両申請書を提出し申請すること。

第22条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態でタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、また競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は本競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改善等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および最終車両検査の分解および組みつけに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所(コース走行中または走行のための移動を除く)で保管されているものとし、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 参加者は、2006年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章第32条2.に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の適合性について再確認を受けること。
- 12) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第23条 競技コース

- 1) 競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示された上、参加確認受付時に公式通知として参加者に配布される。
- 2) オーガナイザーは、発表したコースについて、参加者がコースを慣熟するために慣熟歩行を行う。

第24条 ドライバーズブリーフィング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティーの対象となる。

第25条 スタート

スタート前、コース巡察車(マーシャルカー)は、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施する。

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第26条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第27条 一般安全規定

- 1) 全ての車両は競技期間中、標準装備の牽引用ブラケットまたは、2006

- 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定「牽引用穴開きブラケット」に規定してある牽引用穴開きブラケットを装備すること。
- 2) 全ての車両は、適用車両規則に応じた 4 点式以上の安全ベルトを装着すること。
 - 3) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。競技会場内に限り、運転席側にネットを装着することができる。ネットを装着する場合は、2006 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 3 章第 16 条 4) に従うこと。
 - 4) パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
 - 5) ゴール(フィニッシュライン)後の直線区間(減速レーン)では一旦停止せし最徐行にて移動し、当該区間(減速レーン)通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
 - 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
 - 7) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量 20 リッター以上の燃料を持ち込んではならない。
 - 8) パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量 3kg 以上)を準備し、給油すること。
 - 9) オープンカーは乗員保護のため、4 点式以上のロールオーバーを装着しなければならない。

第 2 8 条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、JAF「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

第 2 9 条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則「スピード行事における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号によって伝達される。

- 国旗またはクラブ旗：スタート合図
黄旗：パイロン移動、転倒、脱輪
黒旗：ミスコース
赤旗：危険あり直ちに停止せよ
緑旗：コースクリア
チェッカー旗：ゴール合図

第 3 0 条 競技の中断

- 1) 事故、故障等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第 3 1 条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器にて 1/1000 秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一、自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、2 個以上のストップウォッチにて 1/1000 秒以上まで計測し、その平均タイムを成績とする。
- 4) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

第 3 2 条 順位の設定

原則として競技は 2 ヒートで行う。2 ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は下記に従い順位を設定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第 3 3 条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー 1 個につき 5 秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1 輪につき 1 回 5 秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4 輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) ドライバースプリーフィングに欠席の場合 3 万円、遅刻の場合 1 万円を支払うこと。

- 10) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第 3 4 条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第 1 2 条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行うときは、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長または競技長補佐に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第 3 5 条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。

第 3 6 条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

1. 保安上または不可抗力のため、競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により、競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. 競技の成立は第 1 ヒートが終了した時点で成立する。
3. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第 3 7 条 賞典

- 1) N1、N2、N3、N4、SA1、SA2、SA3、SC、Dクラス
1 位：JAF カップ、トロフィー、副賞
2 位～6 位：JAF 賞典、トロフィー、副賞
B1、B2、Lクラス(併設クラス)
1 位～3 位：JAF メダル、トロフィー、副賞
4 位～6 位：トロフィー、副賞
- 2) 地区対抗戦
出場選手を国内競技規則付則国内スポーツカレンダー登録規定に準じ、A～H(北海道～九州)までの 8 地区に分け、地区対抗戦を実施する。
1 位の地区に優勝旗および副賞を授与する、2 位・3 位の地区には副賞を授与する。
なお、各地区参加台数により、複数地区を統合する場合がある。
実施方法および副賞内容については、公式通知にて通知する。
- 3) 表彰対象者が表彰所に欠席した場合には、表彰を放棄したのとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。
- 4) 各クラスの参加台数により、賞典を制限する場合は、参加台数の 1/2 を超えない範囲で制限する。(JAF カップ、JAF 賞を除く)
その場合は、副賞の内容とともに公式通知にて通知する。

第 3 8 条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本特別規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、本競技会に係わるすべてのものにすべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第 3 9 条 本特別規則の解釈

競技会中に本特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第 4 0 条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員への指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本特別規則に関する罰則および本特別規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第 4 1 条 本特別規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本特別規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本特別規則に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則とその付則、および FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本特別規則発行後、JAF において決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上
組織委員会